航空機騒音に係る環境基準について

環境省水·大気環境局大気生活環境室

航空機騒音に係る環境基準

1973年告示



地域の 類型	基準値 (WECPNL)
	70以下
	75以下

をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、 を当てはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を 保全する必要がある地域

 $WECPNL = dB(A) + 10log_{10}N - 27$

ここで、

dB(A):1日のすべてのピークレベルをパワー平均したもの N:航空機の機数を時間帯で重み付けした数値

詳細は「参考資料2」

航空機騒音の評価方法

航空機騒音に係る環境基準(S48.12.27 環境庁告示第154号)

測定…連続7日間の暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音のピークレベルと 航空機の機数を記録(周波数特性A、時間特性S)

評価・・・測定したピークレベル及び機数から1日ごとの値(単位: WECPNL)を 算出し、すべての値をパワー平均して行う

 $dB(A) + 10log_{10}N - 27$

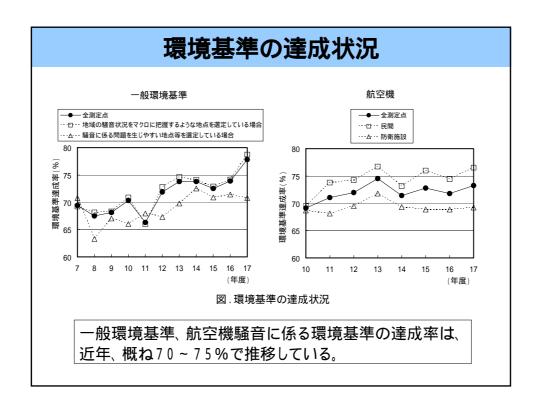
(注) dB(A) とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したもの $N=N_2+3N_3+10(N_1+N_4)$

2 N,午前0時から午前7時までの間の航空機の機数

N₂午前7時から午後7時までの間の航空機の機数

N₃午後7時から午後10時までの航空機の機数

N₄午後10時から午後12時までの間の航空機の機数



航空機騒音に係る環境基準の課題

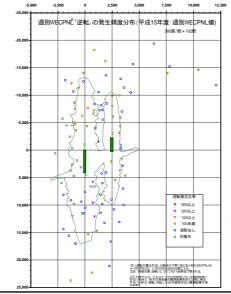
●成田国際空港における逆転現象1



- 面積: 940ha
- A滑走路
 - $4,000m \times 60m$
- B暫定平行滑走路 $2,180m \times 60m$

航空機騒音に係る環境基準の課題

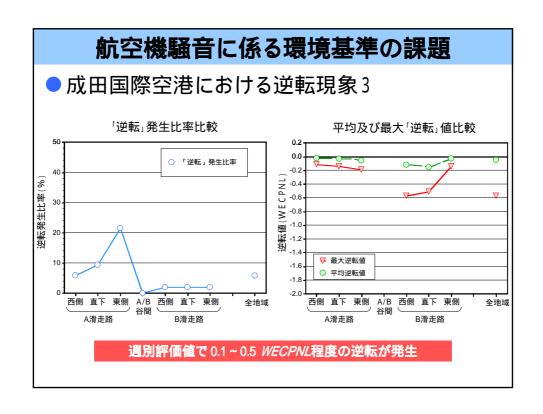
●成田国際空港における逆転現象2



平成14年,成田国際空港において暫 定平行滑走路が供用。

騒音の測定結果から『A,B二つの滑走路に発着する全ての航空機を対象に算定したWECPNL値(W値)が,滑走路を限定して算定したW値より僅かながら小さくなる場所がある(逆転現象*2)』ことを確認。

- 注)1.図の原点はA滑走路の北端で,A滑走路の方向に縦軸を設けている。
 - 設けている。 2.横軸と縦軸の単位はmである。縦横比は異なる (# にまこ)
 - 2. (独相に 成業的/学量は計してある。 版例には表える(横長に表示)。
 3. レベル値を小数点第1位でまるめた場合の結果である。
 4. 対象外とは、どちらか一方の滑走路における測定結果しかない地点で、他方の滑走路の測定結果を加えた際に発生する逆転が起こる可能性がない地点である。



航空機騒音に係る環境基準の課題

● 騒音の総合評価

一般地域、 道路に面する地域



新幹線



航空機



 $L_{A,Smax}$

WECPNL

音源ごとに評価指標が異なるために総曝露量の 把握が困難